

■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成20年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成20年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量は、23,153千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が18,613千tと最も多く、次いで外食産業が2,971千t、食品小売業が1,309千t、食品卸売業が261千tとなった。

食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が14,975千t（65%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が4,415千t（19%）、減量した量が2,642千t（11%）、熱回収の実施量が564千t（2%）、再生利用以外が557千t（2%）となっている。

再生利用等実施率については、食品製造業が93%と最も高く、次いで食品卸売業が59%、食品小売業が37%、外食産業が13%となっている。

年度	平成20年度実績
----	----------

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間総発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率
	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した 量	再生利 用以外	廃棄物とし ての処分量		
	千t (100)	千t (65)	千t (2)	千t (11)	千t (2)	千t (19)	千t	%
食品産業計	23,153	14,975	564	2,642	557	4,415	1,242	79
食品製造業	18,613	14,148	563	2,545	461	896	1,090	93
食品卸売業	261	130	0	11	6	113	27	59
食品小売業	1,309	419	1	17	11	860	70	37
外食産業	2,971	277	0	68	80	2,546	55	13

注：平成21年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成21年度結果）」を基に試算したものである。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの（例400t→0千t）である。

「－」とは、事実のないものである。

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成20年度の食品産業計の再生利用の実施量は、15,532千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が14,609千tと最も多く、次いで食品小売業が430千t、
 外食産業が357千t、食品卸売業が136千tとなった。

食品産業計の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が11,204千t
 (75%)と最も多く、次いで肥料が2,840千t(19%)、メタンが461千t(3%)、油脂及び油脂
 製品が444千t(3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が19千t、エタノールが7千tとなっ
 た。

年度 平成20年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に
 占める割合である。

区 分	再生利用の 実施量	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							その他 (再生利 用以外)
		小 計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール	
食品産業計	千t 15,532	千t (100) 14,975	千t (19) 2,840	千t (75) 11,204	千t (3) 461	千t (3) 444	千t (0) 19	千t (0) 7	千t 557
食品製造業	14,609	(100) 14,148	(18) 2,533	(77) 10,862	(3) 447	(2) 285	(0) 15	(0) 6	461
食品卸売業	136	(100) 130	(50) 66	(30) 39	(1) 2	(18) 23	(1) 1	(-) -	6
食品小売業	430	(100) 419	(34) 143	(48) 201	(1) 6	(16) 66	(0) 2	(0) 1	11
外食産業	357	(100) 277	(35) 98	(37) 102	(2) 6	(25) 70	(0) 1	(0) 0	80

注： 平成20年度実績は、平成23年10月5日に公表した、「農林水産省統計部 食品循環資源の再生利用等実態調査報告(平成21年度結果)」
 を基に試算したものであり、4業種分類で調査設計を行ったことから、4業種別の結果について公表している。

なお、表中の「0」とは単位に満たないもの(例400t→0千t)である。

「-」とは、事実のないものである。